

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
申請2回目含む

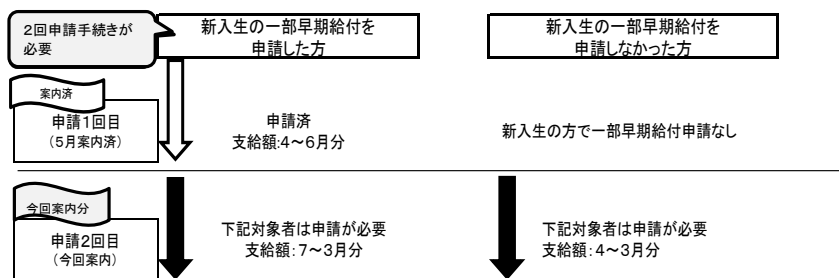
(R3年度概要版)

京都府奨学のための給付金のご案内

◇授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

◇返済する必要のない給付金です。

注 新入生の方で、新入生対象の一部早期給付4～6月分(申請1回目)を申請した方は、今回、7～3月分(申請2回目)の申請が必要です。ただし、申請1回目を申請された方でも令和3年度の住民税所得割額が課税されている場合、申請2回目は対象外です。



1 対象者について 基準日(令和3年7月1日)現在

基準日現在、以下(1)～(5)の要件を全て満たすこと。

- (1) 保護者等(親権者全員)の令和3年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
- (2) 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住であること。
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- (4) 生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- (5) 生徒が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していないこと。ただし学び直しは1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可

2 申請について

保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの方は、申請書類をお渡ししますので、洛西高校事務室まで申請書類を受取りに来てください。

奨学のための給付金は「一部早期給付申請2回目含む(生活保護受給世帯・非課税世帯対象)」と「家計急変」の2種類あります。申請書類の様式及び提出書類が異なりますので、必ずどちらの給付金に該当するかお知らせください。(またはこのリーフレットを御確認ください。)

不明な場合は、裏面「京都府奨学のための給付金対象確認シート」で御確認ください。

申請書類受取期限 令和3年7月7日(水)

(※前年度所得による該当者については、別途ホームルーム担任よりお渡します。)

添付書類は、令和3年度住民税課税(非課税)証明書等又は、生活保護(生業扶助)受給証明書等です。

(※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続が必要となります。)

3 給付額(年額)について

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	新入生の方に 5月に案内済		
	今回申請可(②又は③)		
	①新入生の 一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※	②新入生の 一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③新入生の 一部早期 給付以外 (年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通のみ。専攻科除く)	8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	27,525円	82,575円	110,100円
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	35,425円	106,275円	141,700円
住民税所得割非課税(通)	12,125円	36,375円	48,500円
専攻科(生活保護(生業扶助)・住民税所得割非課税)			48,500円

※新入生の①を申請した場合は必ず新入生の②も申請が必要。ただし、令和3年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

4 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の(1)～(5)の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

- (1) 京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金 (4) 母子家庭奨学金
- (2) 京都府高等学校等修学資金 (5) 京都府高校生給付型奨学金
- (3) 交通遺児奨学金

保護者等(親権者全員)が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は洛西高校へお問い合わせください。

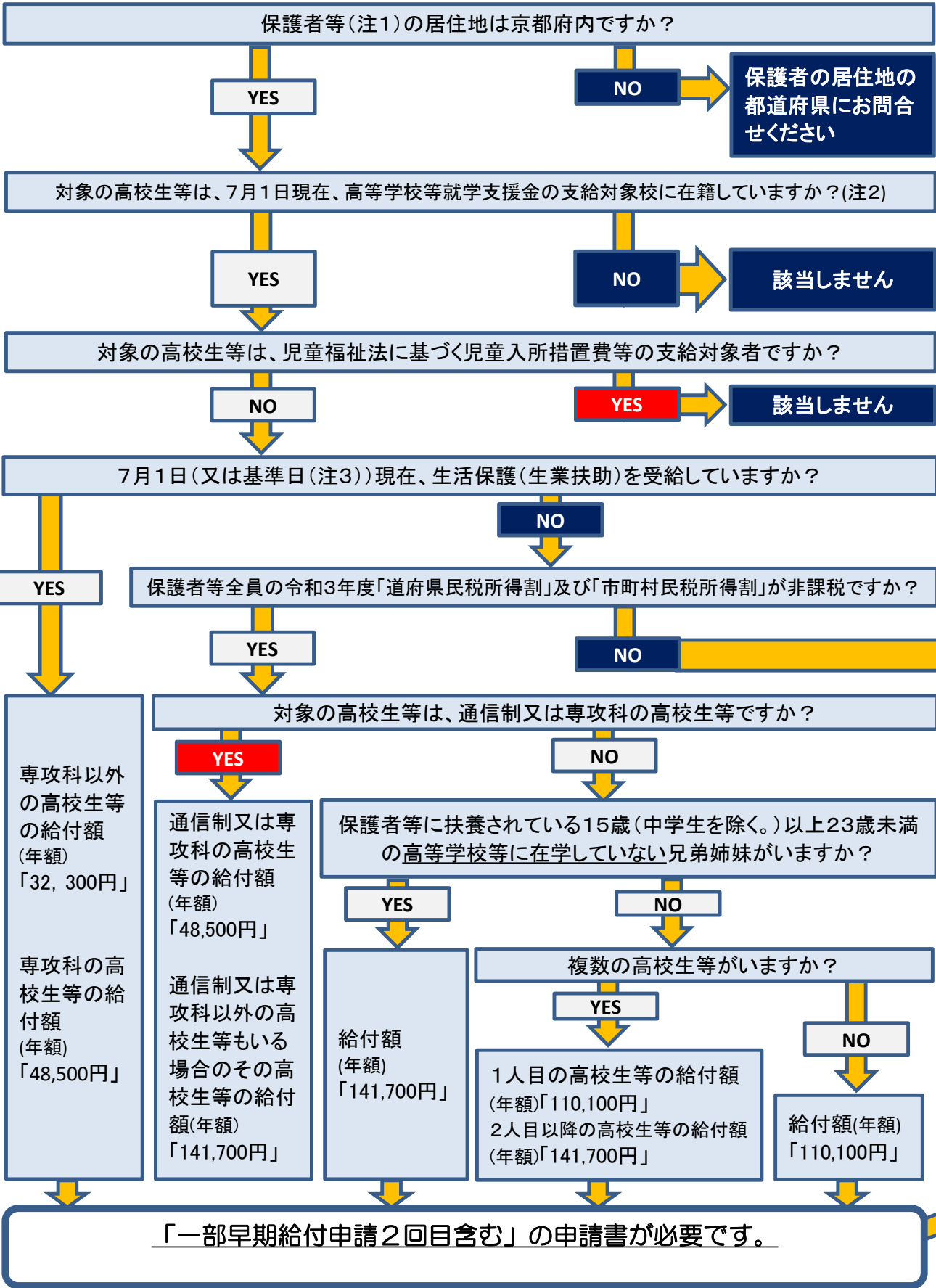
(文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧の掲載があります。)

5 問い合わせ先

京都府立洛西高等学校事務室 (電話075-332-0555) 平日8:30～16:55
又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係(電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)

京都府奨学のための給付金 対象確認シート
(「一部早期給付申請2回目含む」または「家計急変」)



○京都府奨学のための給付金の対象であるか、チャート図で確認してください。

○対象の方は、「一部早期給付申請2回目含む」または「家計急変」のどちらに該当するか確認してください。該当する申請書類を事務室で受取ってください。
申請書類の様式及び提出書類が異なりますので、必ずどちらの給付金に該当するかお知らせください。(または該当する給付金のリーフレットを御持参ください。)

○「一部早期給付申請2回目含む」について、前年度所得による該当者については、申請書類を別途ホームルーム担任よりお渡しします。今年度該当されない場合は、お手数ですが事務室まで御連絡いただくか、申請書類を返却してください。

保護者等全員が課税されており、保護者等全員に家計急変(失業等。ただし定年退職除く)が発生しましたか？
又は保護者等の一方が非課税で、もう一方の課税されている父(母)に家計急変(失業等。ただし定年退職除く)が発生しましたか？

YES → 家計急変後の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当の世帯(注4)ですか？

NO → 該当しません

家計急変後の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当の世帯(注4)ですか？

不明 → 学校へお問い合わせください。

YES → 対象となる可能性があります。
「家計急変」の申請書が必要です。

事務室で奨学のための給付金申請書「一部早期給付申請2回目含む」または「家計急変」のいずれかの申請書類を受取ってください。

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当の世帯(注4) 給与収入の場合

世帯の人数	世帯の年収見込
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満
6人世帯	3,700,001円未満
7人世帯	4,137,501円未満

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。
(注2) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。
(注3) 基準日とは、7月1日又は家計急変発生日等